

東方正教会の教会暦と奉神礼について

日大生産工 ○中西裕一

この研究においては復活祭を起点とし、翌年の復活祭準備期間に至る東方正教会の正教会暦の確定要素である各祈祷書の主要な指定事項をとりあげ、正教会暦にもとづいた奉神礼の組み立ての一側面を考察する。正教会では奉事規定にもとづいて作成される正教会暦の流れに沿って日々の奉神礼は進み、食事や職務もその流れの中に位置づけられる。修道院においては奉神礼との関わりから、大斎の期間の平日においては、食事の回数が一日一食にならざるを得ない。大斎期間は復活祭前の四十日間をその準備期間と定めてキリストの受難を象り、それを体験していく日々である。土曜日と主日は少し緩和されるが、平日は、「肉、魚、乾酪類、油、酒」が禁止される。

復活祭へ向けて大斎の期間にはいると、奉神礼の流れが平時と大きく変わる。この期間の祈祷のために『三歌斎経』があり、奉神礼では聖歌の調子も暗くなりキリストの受難が強く意識される。聖堂内も灯りを落とし、司祭の祭服も埋葬を暗示する黒となる。大斎の期間は、聖変化のともなう聖体礼儀は毎日行われない。パンと葡萄酒を司祭が聖神（聖霊）を呼んで、キリストの体血に変化させる機密が、この期間は土曜日と主日のみになることが奉事規定において示され、それによって正教会暦が確定される。しかし、大斎の期間でも、平日は聖変化の機密が行えなくなるということだけで、聖体をいただく機会は残されている。直前の主日に、前もって聖変化させておいた聖体を、宝座（祭壇）に安置しておいて、それを、その週の平日に食する特別な「先備聖体礼儀」（「問答者グリゴリーの聖体礼儀」）が用意されている。この先備聖体礼儀は、通常は大斎期間の水曜日、金曜日に行われるきまりがある（他の曜日でも行われる場合もある）。

しかし、この先備聖体礼儀は聖変化のある平時の聖体礼儀の位置づけとは異なる。平時に行われる金口聖体礼儀は、朝の奉神礼の中に位置づけられてい

て、夜半課、早課、第一時課、第三時課、第六時課を祈った後、午前中に必ず行われるしくみになっているが、先備聖体礼儀は、必ず晩課に次いで行われる。同じように晩課に次いでおこなわれる聖体礼儀にワシリイ聖体礼儀があるが、これも降誕祭前日、神現祭前日など、斎の意義の強い日に晩課に次いで行われるのも先備聖体礼儀と同様である。また、この聖体礼儀は晩課に次いで行われるので、午後にならざるをえない。さて、トラペザにはいり食事をすることができるのは、修道院では聖体礼儀の後と、晩課の後であり、かつ晩堂課（食後の祈り）の前でなければならない。大斎期間の平日は、先備聖体礼儀が晩課と直結した不可分の構造で行われるので、通常の流れが逆転する。これで、食事の機会を一回失うこととなる。

早朝からは、朝の祈りの区分になる夜半課、早課、第一時課が行われる。ここで一度解散した後、第三時課、第六時課、第九時課、晩課、先備聖体礼儀、そして食事となる。晩課は午前中に行わないので、先備聖体礼儀が始まるのは必ず午後になる。通常は、先備聖体礼儀が十三時頃に終わり、初めての食事ができるが、それは同時にその日最後の食事となる。すぐ晩堂課の始まる十六時頃がせまってくる。晩堂課と告解を終えてしまうと、次の日の聖体礼儀まで食事はできない。かくして、大斎期間中の平日のトラペザの扉は奉神礼の関係で、概ね十三時頃に一度しか開くことがない。また先備聖体礼儀の無い曜日（月、火、木）は二食が可能と思えるが、これも食事は一食に限られる。なぜなら、先備聖体礼儀の無い日は、第九時課の終わる部分から「ティピカ」という「聖体礼儀に代わる祈祷」が組み込まれ、それが晩課の終わりで同時に終了する不可分な構造となっている。復活祭を起点とし、翌年の復活祭準備期間に至る東方正教会の教会暦の確定要素である各祈祷書に示された指定事項のうち主要なものを取りあげ、正教会暦にもとづいた奉神礼の構成の一側面

をとりあげる。

正教会では奉事規定（ティピコン）にもとづいて毎年作成される教会暦の流れに沿って日々の奉神礼が進み、食事や職務もその流れの中に位置づけられる。例えば、修道院においては奉神礼との関わりから、大齋期間の平日においては、一日一食にならざるを得ない。復活祭前の四十日間をその準備期間と定めてキリストの受難を象り、それを体験していく。土曜日と主日（日曜日）は少し緩和されるが、平日は、「肉、魚、乾酪類（牛乳、チーズなどの乳製品、卵）、油、酒」が禁止される（修道院では肉は一切食べない）。

復活祭へ向けて大齋の期間にはいると、奉事規定にもとづいて奉神礼の流れが平時と大きく変わる。この期間の祈祷のために『トリオーディオン 三歌齋経』があり、大齋準備期間にはいると、この祈祷書に基づいて奉神礼が進められる。奉神礼では、聖歌の調子も暗くなり、キリストの受難が強く意識される。聖堂内も灯りを落とし、司祭の祭服も埋葬を暗示する黒となる。修道院の生活は、結局は奉神礼に基づいてすべて進められているから、祈祷書に記された奉神礼の流れに即して、一日一食という生活がきまる。

まず、大齋の期間は、聖変化のともなう聖体礼儀、すなわち聖体血（成聖された餅と葡萄酒）をいただく奉神礼は毎日行われない。パンと葡萄酒を司祭が聖神（聖霊）を呼んで、キリストの体血に変化させる機密が、この期間は土曜日と主日のみになることが奉事規定において示され、それによって教会暦が確定される。

しかし、大齋の期間でも、平日は聖変化の機密が行えなくなるということだけで、聖体をいただく機会は残される。直前の主日に、前もって聖変化させておいた聖体を、宝座（祭壇）に安置しておいて、それを、その週の平日に食する特別な「先備聖体礼儀（問答者グリゴリオの聖体礼儀）」が用意され、通常は大齋期間の水曜日、金曜日に行われるきまりがある（他の曜日でも行われる場合もある）。

しかし、この先備聖体礼儀は聖変化のある平時の

クリュストモス聖体礼儀とは異なる。クリュストモス聖体礼儀は、朝の奉神礼の中に位置づけられていて、夜半課、早課、第一時課、第三時課、第六時課の後、午前中に執行される規定になっているが、先備聖体礼儀は、必ず晩課に次いで行われることが明記されている。同じように晩課に次いでおこなわれる聖体礼儀にバシレイオス（聖大ワシリイ）聖体礼儀があるが、これも降誕祭前日、神現祭前日など、齋の意義の強い日に晩課に次いで行われる点で先備聖体礼儀と同様である。また、この聖体礼儀は晩課に次いで行われるので、どうしても午後にならざるをえない。

さて、修道院においてトラペザで食事をすることができるのは、聖体礼儀の後と、晩課の後であり、かつ晩堂課（食後の祈り）の前となる。しかし大齋期間の平日は、先備聖体礼儀が晩課と直結した不可分の構造で行われるので、通常の流れが逆転して、食事の機会を一回失うこととなる。早朝からは、朝の祈りの区分になる夜半課、早課、第一時課が終わると解散（発放）し、再び集まって、第三時課、第六時課、第九時課、晩課、先備聖体礼儀、そして食事となる。晩課は暮れの祈りで、午前中に行わず、先備聖体礼儀が始まるのは必ず午後にかかる。通常は、先備聖体礼儀が十四時頃に終わり、その日の初めての食事ができるが、それは同時にその日最後の食事でもある。すぐ晩堂課の始まる十六時頃がせまってくるので、晩堂課を祈り告解を終えてしまうと、次の日の聖体礼儀まで食事はできない。かくして、大齋期間中の平日のトラペザの扉は奉神礼の関係で、概ね十四時頃に一度しか開くことがない。

それでは、先備聖体礼儀の無い曜日（月、火、木）は二食が可能ではないかと思われるが、やはり一食に限られる。なぜなら、先備聖体礼儀の無い日は、第九時課の終わる部分から「聖体礼儀代式（ティピカ）」という「聖体礼儀に代わる祈祷」が組み込まれていて、それが晩課の終わりで同時に終了するような不可分な構造となる。この「聖体礼儀代式（ティピカ）」が終わってから食事ということになるが、やはり切り離すことのできない晩課も終わっているの

で、事態はまったく同じこととなる。

同じようなかたちで節食をしなければならない日は、大齋期間以外では降誕祭(クリスマス)の前日、主の洗礼祭(神現祭)の前日である。いずれの日も、晩課の後に聖大ワシリイ聖体礼儀が置かれていて、晩課の後の食事の機会はなくなり、やはり一日一食となる。いわゆる降誕祭前日(クリスマス・イヴ)は、厳しい節食期間中である。降誕祭の場合は、前日の十四時頃に晩課に次いで聖大ワシリイ聖体礼儀が終わり、そのあと少量の流動食あるいはパン一片を食べよう規定されている。そして、二十一時頃から始まる晩堂課を待ち、次いで早課、第一時課を徹夜で祈ると、未明の三～四時頃になり、そこで一旦休みをとって、朝七時頃から第三時課、第六時課、クリュソストモス聖体礼儀をおこない、朝九時頃にはトラペザにはいり、そこでようやくクリスマスの祝宴となる。

こうした復活祭(2010年4月4日、2011年4月24日・新暦)を基準とした教会暦の確定のためには、奉事規定に基づき、主に以下の事項の勘案が必要となる。

1) 当年復活祭より始まり、翌年の復活祭に至る年間の奉神礼の執行内容の確定

当年復活祭主日から光明週間、五旬祭に至る期間、五旬祭後の期間(規定では第3週分までが決められている)、復活祭準備期間(大齋準備期間、大齋期間、受難週間)の『聖福音経』、『聖使徒経』の誦読箇所が確定されるが、税吏とパリサイの主日は毎年復活祭前の十週間に相当するとは限らない。すなわち復活祭が比較的早い場合、第3週目の誦読箇所を読み終わる前に税吏とパリサイの主日の誦読箇所にはいる必要があり、結果として誦読されず、投棄される箇所が生じる。また、復活祭が遅い場合、第3週目の誦読箇所に至っても、税吏とパリサイの主日の誦読に至らない(復活祭前の十週間に相当しない)場合があり、三、四週間の誦読箇所の不足が生じてしまう。この場合の措置として、平日の聖体礼儀において誦読される箇所については、その不足数(週間)だけ前に戻って再読することで補う。

主日の誦読箇所については、再読の措置はとらずに特別の措置が必要となる。その措置としては以下が規定されている。すなわち、一つの主日のみ不足する場合は、第3週目の主日には、「降誕祭前の主日」において特有の誦読箇所を読み、読まずに投棄された本来主日として読むべき箇所をそれにあてる。二つの主日が不足する場合は、上記の措置に加えて、残る誦読箇所として「マタイによる福音書」15章21-28節をそれにあてるものとする。また、三つの主日あるいはそれ以上の不足を生じる場合は、上記の措置に加えて、降誕祭前の主日以前に、祭日などと重なり、順序の主日の誦読箇所のうち読まずに投棄された誦読箇所を順次それにあてることとする。

2) 伸縮期間の調の整合

第3週主日に至っても未だ「ザアカイの主日」に至らない場合の(2011年が、この例)、主日および平日における『聖福音経』誦読箇所の確定。これは、大齋第五エジプトの聖マリアの主日(聖枝主日の前の主日)まで、定められた順序で調をすすめることとする。

3) 伸縮期間の早課福音経誦読箇所の整合

早課における、『聖福音経』の復活に関わる十一の誦読箇所の割り当てを、大齋第五主日に至るまでの伸縮期間の箇所の確定。これも、調の確定と同様に、大齋第五エジプトの聖マリアの主日(聖枝主日の前の主日)まで、定められた順序の誦読を継続することとする。

4) 聖使徒の齋の期間(変動)

五旬祭後第一主日の翌日より聖ペテロ、パウロ祭(新暦七月十二日)の前日までに至る節食期間(聖使徒の齋)の確定。復活祭の期日が毎年異なることから、五旬祭後第一主日も移動し、固定祭日である聖ペテロ、パウロ祭までの期間が伸縮することによる。

5) 平時の齋

毎週の節食日、水曜日(ユダの裏切り)および金曜日(キリストの受難)。しかしながら、水、金曜日が祭日と重なる場合は、多少緩和されるなど、異なる扱いとなる場合がある。

6) 聖大齋の期間

乾酪週間の主日の翌日（乾酪週間の主日晚堂課の後）から大齋第六週間（聖枝週間）の金曜日までに至る節食期間（聖大齋）の確定。聖枝祭の翌日から復活祭の前日までは、受難週間と称し、齋は継続される。

7) 不禁食週間・期間

『祭日経』に、「【注意】更に知るべし、ハリストス降誕祭より神現祭に至るまでは齋なし、堂中に於ても室内に於ても膝を屈めず。」と規定されている。従って、降誕祭後より神現祭の前々日まで、時の齋などすべての節食が解除される。その他、税吏とパリサイの主日後の一週間、乾酪週（肉のみ禁止で乾酪類が許される）、光明週間、五旬祭後の一週間も同様である。

8) 糖飯日

降誕祭前日、神現祭前日は、正教会における全ての祭日前の齋としては最も厳しく糖飯のみを食することが許される。

9) 慶賀および守齋の日

前驅授洗ヨハネ斬首祭、十字架挙栄祭は祭日であっても齋を行う特別な祭日として分類される。従って、祭日であっても節食をおこなうが、それは平時の水、金曜日の齋に準ずるものである。

10) 祭日の前後の主日および土曜日の聖書の読み

十字架挙栄祭、降誕祭、神現祭においては、当該祭日当日に誦読される聖福音経の読みの箇所を挟む直前、直後の『聖福音経』箇所の誦読が行われる。なお、この際には、五旬祭以降の主日の順序の誦読箇所は読まれず投棄される。

11) 聖列祖（降誕祭の前の前）、聖世祖（降誕祭の前）の主日の確定

当該祭日当日、すなわち降誕祭当日に誦読される聖福音経の読みの箇所の前およびその前の『聖福音経』箇所の誦読がおこなわれる。なお、この際には、五旬祭以降の順序の誦読箇所は読まれず投棄される。

12) 第十七週間と『ルカによる福音書』の読み始めの対応

『ルカによる福音書』は、必ず「生命を施す十字

架の挙栄」の祭り（十字架挙栄祭、九月十四日、新暦九月二十七日）の翌日より始める。前後する場合は、誦読箇所を伸縮して対応する。

もし、十字架挙栄祭が第十五あるいは第十六週間にあたる場合には、『ルカによる福音書』に至るまでの、他の福音書の誦読箇所をとばして十字架挙栄祭の翌日より、必ず『ルカによる福音書』を読み始めなければならない。もし、十字架挙栄祭が第十八あるいは第十九週間にあたる場合には、誦読箇所に不足を生じるために、その不足数だけ前に戻り再読をして、十字架挙栄祭の翌日まで『ルカによる福音書』の誦読を待つ必要がある。ただし、主日の誦読箇所については、それ以前の主日に祭日が重なるなどによって、規定の誦読箇所を読まずに残った誦読箇所がある場合は、その箇所を伸期間の主日の誦読箇所にあててもよい。

13) 降誕祭前日が土曜日、主日にあたる場合の聖体礼儀

最も厳しい齋の日にあたる降誕祭前日が、主の復活に関わる日、すなわち土曜日、日曜日にあたる場合、本来前日祈祷の根幹となる晩課に次ぐバシレイオス聖体礼儀をおこなわず、通常のクリュソストモス聖体礼儀に代える。また、時課は金曜日のうちに済ませておいて、同日は聖体礼儀を行わない。

正教会の奉神礼は、『旧約聖書』の「詩篇」や讃歌などの祈祷文が歌われ誦読される。奉事規定にもとづいて、複数の祈祷書の中から祈祷文が引用され、その日特有の祈祷文が組み立てられ、祈りのシステムが構成される。毎日あるいは毎週の同曜日に同じ組み合わせで祈祷文が構成される場合もあれば、聖人たちの祭日などで年に一度しか用いられない祈祷文の場合もある。様々な祈祷書を取り替えながら、歌頌や誦読の役目を与えられた誦経者と聖歌者、そして司祭が代わる代わる役目を果たして奉神礼を執行していく。その次第にあたるものが教会暦であり、毎年、奉事規定に沿って移動祭日との対応をとって改訂されていくことになる。